官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録認証機関に係る登録事項を変更する件（原子力規制委七）　二
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録検査機関に係る登録事項を変更する件（同八）
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録定期確認機関に係る登録事項を変更する件（同九）
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録運搬物確認機関に係る登録事項を変更する件（同一〇）
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録濃度確認機関に係る登録事項を変更する件（同一一）
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録試験機関に係る登録事項を変更する件（同一二）
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録資格講習機関に係る登録事項を変更する件（同一三）
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録放射線取扱主任者定期講習機関に係る登録事項を変更する件（同一四）　三
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に係る登録事項を変更する件（同一五）
〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下はながさきピース文化祭二〇二五（第四十回国民文化祭及び第二十五回全国障害者芸術・文化祭）に御臨場になる件（宮内庁九）　三
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（国家公安委三二）
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（外務二九七）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（同二九八）
○フリータウン半島に沿った配電網拡張計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九九）
○ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三〇〇）　四
○大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務二二二）　四
○農薬を登録した件（農林水産一二〇〇～一二〇二）　五
○農薬の登録が失効した件（同一二〇三）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通八一三）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一八二～一八六）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　財務省　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
官庁
押収物還付、有権者申出方関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他

法規的告示

○原子力規制委員会告示第七号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録認証機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第十五条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び設計認証業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第八号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録検査機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第二十九条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び検査業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第九号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十八において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録定期確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第四十三条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び定期確認業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の二十二において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録運搬物確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第五十七条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び運搬物確認業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十一号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の二十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録濃度確認機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第八十五条の規定に基づき公示する。

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び濃度確認業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十二号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録試験機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第九十八条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること及び試験業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号及び大阪府大阪市西区鞆本町一丁目八番四号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十三号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百十条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること及び資格講習業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号及び大阪府大阪市西区鞆本町一丁目八番四号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号及び大阪府大阪市西区鞆本町一丁目八番四号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十四号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録放射線取扱主任者定期講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百二十一条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日　原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び放射線取扱主任者定期講習業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とするもの。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十五号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百三十二条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日　原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とするもの。	令和七年七月二十二日

その他告示

○宮内庁告示第九号

天皇皇后両陛下は、長崎県において開催されるながさきピース文化祭二〇二五（第四十回国民文化祭及び第二十五回全国障害者芸術・文化祭）に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月十二日から同月十四日まで同県へ行幸啓になる。

令和七年八月十三日　宮内庁長官　西村　泰彦

○国家公安委員会告示第三十二号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十三日　国家公安委員会委員長　坂井　学

名称	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更の年月日
一般社団法人香川県猟友会	香川県高松市中野町二十三番二号	香川県高松市一宮町八百四十七番地二十一	令和七年六月一日

○外務省告示第二百九十七号

国際連合安全保障理事会決議第二千六百五十三号に基づき設立された制裁委員会が令和七年七月八日に発出した情報に基づき、同理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和四年外務省告示第三百八十八号）の一部を次のとおり改正する。

令和七年八月十三日　外務大臣　岩屋　毅

（別表）を「（別表1）」に改め、次のように加える。

（別表2）

【団体】

1　グラン・グリフ
GRAN GRIF
国連参照番号：HTe. 001
別称：グラン・グリフ・ド・サヴィエン（サヴィエンの大きな鉤爪）；サヴィエン・ギャング；バズ・グラン・グリフ（グラン・グリフの基地）
Gran Grif de Savien; Savien gang; Baz Gran Grif
所在地：ハイチ
Haiti
リスト掲載日：2025年7月8日
その他の情報：リュクソン・エランはグラン・グリフ・ギャングの指導者

2
VIV ANSANM
国連参照番号：HTe. 002
別称：共に生きる；G－9；G９ファミリー及び連合；ジェイヌフ・ファミー・エ・アリエ；G９ファミリー及び連合による革命の力；フォス・レボリショネー・ジェイヌフ・オン・ファミー・エ・アリエ；ジェイ・ベップ；Gの人々
Living Together; G—9; G9 Family and Allies; G9 Fanmi e Alye; The Revolutionary Forces of the G9 Family and Allies; Fòs Revolisyonè G9 an Fanmi e Alye; G—Pèp; G—People
所在地：ハイチ
Haiti
リスト掲載日：2025年7月8日
その他の情報：ジミー・シュリジエは、ヴィヴ・アンサン・ギャング連合の指導者

○外務省告示第二百九十八号

令和七年七月七日にニューデリーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億八千八百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日本側　小野啓一在インド大使
インド側　マニーシャ・シンハ財務省経済局次官補

令和七年八月十三日　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十九号

令和七年六月十三日にフリータウンで、フリータウン半島に沿った配電網拡張計画のための贈与に関する令和四年十二月十九日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「二十八億九千三百万円」に改める。
2　署名者
日本側　義本博司在シエラレオネ大使
シエラレオネ共和国側　ティモシー・ムサ・カッパ外務・国際協力大臣

令和七年八月十三日　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百号

令和七年六月二十五日にコナクリで、ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　加藤隆一在ギニア大使

世界食糧計画側　下村理恵在ギニア事務所代表代理

令和七年八月十三日

○財務省告示第二百二十二号

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十三日

財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
日鉄鋼板株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目二番五号日本橋本町二丁目ビル
株式会社神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目二番四号
株式会社淀川製鋼所	大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板

(二)　銘柄及び型式　次のイ又はロに掲げる物品

イ　鉄又は非合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めっきしたものであって、商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表（以下「ＨＳ品目表」という。）第七二一〇・四九号又は第七二一二・三〇号に分類されるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ)　波形にしたもの

(ロ)　合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ハ)　めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

(ニ)　めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の四・〇パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ　ステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品（溶融亜鉛めっきする前のものに限る。以下「母材」という。）に溶融亜鉛めっきしたものであって、母材におけるマンガン、ほう素又はチタンのいずれかの含有量が母材の全重量に対してＨＳ品目表第七二類の注１(f)に掲げる割合以上のものであり、マンガン、ほう素及びチタン以外の元素の含有量が母材の全重量に対して同表第七二類の注１(f)に掲げる割合未満のもの。ＨＳ品目表第七二二五・九二号又は第七二六・九九号に分類される。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ)　波形にしたもの

(ロ)　バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇パーセントを超えるものに限る。）

(ハ)　合金工具鋼のもの

(ニ)　高速度鋼のもの

(ホ)　合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ヘ)　めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

(ト)　めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の四・〇パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

(チ)　特徴　表面に溶融亜鉛めっきを施すことで優れた防錆機能が付加された鋼帯及び鋼板であり、主にガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品を製造するための原料として使用される。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国

(一)　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ　株式会社ポスコ

ロ　現代製鉄株式会社

ハ　株式会社東国製鋼

ニ　ＫＧスチール株式会社

ホ　中国宝武鋼鉄集団有限公司

ヘ　河鋼集団有限公司

ト　鞍鋼集団有限公司

チ　包頭鋼鉄（集団）有限責任公司

リ　湖南鋼鉄集団有限公司

ヌ　天津市徳材冷軋板業有限公司

(二)　供給国　大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四　調査を開始する年月日　令和七年八月十三日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦における調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格について、韓国を原産地とする調査対象貨物については、韓国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。中国を原産地とする調査対象貨物については、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ　イ及びロにより、韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物に係る令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、韓国を原産地とするものについては十パーセントから二十パーセントの間となり、中国を原産地とするものについては三十パーセントから四十パーセントの間となる。

(三)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　調査対象貨物の輸入量は、令和三年四月一日から令和六年九月三十日の間に、韓国から輸出された調査対象貨物は二十万三千七百六十八万トンから三十五万八千九十三トンに増加し、中国から輸出された調査対象貨物は二十四万七百十一トンから三十万四千六百五十七トンに増加しており、同期間において、国内需要量に占める各調査対象貨物の輸入量の割合も上昇した。

ロ　調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年度以降、申請者産品の国内販売価格を著しく下回っており、本邦の産業は輸入品を引き合いに値下げを要求され、又はコスト上昇に応じた値上げを拒否された。

ハ　イ及びロにより、営業利益が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

八　令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　令和七年十一月十三日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(三)　対質の申出についての期限　令和七年十二月十五日

(四)　意見の表明についての期限　令和七年十二月十五日

(五)　情報の提供についての期限　令和七年十二月十五日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

○農林水産省告示第千二百号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年七月九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年八月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24974	ヤマウチアシボソトゲダニ剤	トゲダニキング	東京都中央区日本橋一丁目４番１号　アリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役社長　カノウ　ダニエル　ケンジ
24975	チチュウカイツヤコバチ剤	ベミパールＥＸ	〃
24976	グルホシネートＰナトリウム塩液剤	ウィードアウト液剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　株式会社エムシー緑化　取締役社長　岩本好央

○農林水産省告示第千二百一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年七月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年八月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24977	アシュラム・ＭＣＰＰ複合肥料	クサピースシャワープラス	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
24978	アシュラム・ＭＣＰＰ複合肥料	シバキープシャワープラス	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口　健一

○農林水産省告示第千二百二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年七月二十三日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年八月十三日　農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24979	１―メチルシクロプロペンくん蒸剤	スマートフレッシュインボックス	神奈川県横浜市中区山下町２番地　アグロフレッシュ・ジャパン合同会社　職務執行者　篠﨑正己
24980	キザロホップエチル水和剤	グリーンタルガフロアブル	北海道函館市北浜町９番23号　ＮＣアグロ函館株式会社　取締役社長　野村正文
24981	ポリオキシンエアゾル	フランカットスプレー	東京都文京区本駒込二丁目28番８号　科研製薬株式会社　代表取締役社長　堀内裕之

○農林水産省告示第千二百三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年八月十三日　農林水産大臣　小泉進次郎

令和７年６月５日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14199	ＢＰＭＣ・ＰＡＰ粉剤	日産エルサンバッサ粉剤２０ＤＬ	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
15377	ＢＰＭＣ・ＰＡＰ・カスガマイシン粉剤	カスエルバッサ粉剤ＤＬ	〃
19716	ジメテナミド・リニュロン乳剤	エコトップ乳剤	〃
21453	ジメテナミド・リニュロン粒剤	エコトップ粒剤	〃

令和７年６月10日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14374	メタアルデヒド・ＮＡＣ粒剤	グリーンベイト	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
18952	メタアルデヒド粒剤	ナメクリーン	埼玉県深谷市幡羅町一丁目13番地１　富士グリーン株式会社　代表取締役　牧司
20475	メタアルデヒド水和剤	ナメトックス液	〃

令和７年６月11日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19719	ジメテナミド・リニュロン乳剤	丸和エコトップ乳剤	東京都千代田区神田須田町二丁目19番地23　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　古塩賢太郎
21456	ジメテナミド・リニュロン粒剤	丸和エコトップ粒剤	〃

令和７年６月17日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15373	プロシミドン・ＴＰＮ水和剤	昭和ダコレックス水和剤	東京都千代田区神田練塀町３番地　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　阿部徹
18411	カルブチレート・テトラピオン粒剤	シタガリンＴ	〃
21651	ＭＥＰ・ＴＰＮ粉剤	ＳＤＳスミチオンダコニール粉剤ＤＬ	〃
21894	カルブチレート・テトラピオン粒剤	ロングワイド粒剤	〃

令和７年６月18日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22434	シモキサニル・マンゼブ水和剤	ＭＩＣカーゼートＰＺ水和剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛

令和７年６月20日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24045	メタアルデヒド粒剤	ロンザメタペレット３	東京都中央区明石町８番１号聖路加タワー　アークサーダジャパン株式会社　代表取締役　シェン・ミンシャン

令和７年６月30日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15986	ピラゾキシフェン・プレチラクロール粒剤	石原ワンオール粒剤	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩
18338	テニルクロール・ピラゾキシフェン・ブロモブチド水和剤	石原ワンベストフロアブル	〃
18897	シメトリン・ピラゾキシフェン・プレチラクロール粒剤	石原ワンオールＳ１キロ粒剤	〃
21465	カフェンストロール・ダイムロン・ピラゾキシフェン・ベンゾビシクロン粒剤	トビキリジャンボ	〃
22142	ピラゾキシフェン・プレチラクロール粒剤	クサナイト粒剤	東京都千代田区富士見二丁目10番２号　石原バイオサイエンス株式会社　取締役社長　世古大
22570	ピラゾキシフェン・ベンゾビシクロン粒剤	プレキープ１キロ粒剤	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩
22872	ピラゾキシフェン・ベンゾビシクロン水和剤	プレキープフロアブル	〃

○国土交通省告示第八百十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十三日　国土交通大臣　中野　洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1731	外壁及び床下の防水・防湿対策を高めた住宅構法における鋼材の特別な防錆措置を評価する方法	３―１　劣化対策等級（構造躯体等）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目３番５号	令和７年７月28日

○防衛省告示第百八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月二十六日（予備、同月二十七日及び同月二十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月二十六日（予備、同月二十七日及び同月二十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月三十日（予備、同月三十一日）の〇七〇〇から二三〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月三十日（予備、同月三十一日）の〇七〇〇から二三〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月三十日（予備、同月三十一日）の〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

参議院

辞令

参議院参事　関口　裕晃

秘書課勤務を命ずる

秘書課秘書主幹を命ずる（秘書課副議長公邸長）同　内藤　一衛

秘書課秘書主幹兼務を解く（以上八月十二日）

人事異動

内閣

（仙台高等裁判所判事・仙台簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　鈴木　桂子

願に依り本官並びに兼官を免ずる（八月八日）（警察庁警備局付）警視長　鈴木　邦夫

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に併任する

国家安全保障局に併任する

内閣官房副長官補付に併任する（警察庁警備局付）警視正　中山　卓映

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する

国家安全保障局の併任を解除する　稲盛　久人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する

国家安全保障局の併任を解除する

内閣官房副長官補付の併任を解除する（内閣府大臣官房）内閣府事務官　福田　光

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上八月八日）

法務省

（名古屋地方裁判所判事兼名古屋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　猪股　直子

検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務省大臣官房参事官に充てる

（東京地方検察庁検事）検事　青木　雄師
法務省大臣官房司法法制部参事官に充てる
（同）同　上丸　拓郎
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する
（欧州連合日本政府代表部一等書記官）外務事務官　宇賀　博道
検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる
法務省刑事局付に充てる
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房司法法制部参事官）検事　本田　恭子
千葉地方検察庁検事に配置換する　早稲田祐美子
法制審議会委員に任命する（以上八月八日）

財務省

（財務省関税局関税課長）財務事務官　三浦　隆
（財務省関税局監視課長）同　井田　直樹
（財務省関税局調査課長）同　野田　恒平
（経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課長）経済産業技官　淺井　洋介
第五十九回通関士試験試験委員を委嘱する（各通）
（国土交通省大臣官房審議官）国土交通事務官　**吉**田英一郎
（財務省主税局調査課長）財務事務官　仲　信祐
（長崎税関長）同　酒井健太郎
（経済産業省北海道経済産業局資源エネルギー環境部長）経済産業技官　横田　純一
第五十九回通関士試験試験委員の委嘱を解除する（各通）
（以上八月六日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
（山形大学名誉教授）石原　敏道
従四位に叙する
（熊本大学名誉教授）白木原和美
正五位に叙する（各通）　中川宏一郎　西野　慶龍
従五位に叙する（各通）　岡本　啓志　鈴井　洋　森永　雅毅
正六位に叙する（各通）　大野　貞義　中山　初代
従六位に叙する（各通）　岩本　忠志　植田　義美　喜多　健
迫　庄吉　竹内　顯亀　田中　亘
徳村富美夫　丸山　春雄　森田　邦彦
龍　保鞏　若生　貴彦
従六位に叙する（各通）　中西　繁一　林　秀樹　藤川　貴朗
正七位に叙する（各通）　大迫慶四郎　古川　春義　若松　保
従七位に叙する（各通）（以上七月三日）　大迫　典久　山田　勇雄
従五位に叙する（各通）　海老原一男　大塚　義幸
後藤　玉男　坂本　充司
（氷見市議会議員）並木　一夫　谷口　貞夫
正六位に叙する（各通）　岡本　善隆　水津　一之　冨里　弘
古田　義隆　横山俊一郎　藤田　悟司
従六位に叙する（各通）　杉本　徳則　森井　由治
正七位に叙する（各通）　遊佐　重雄
従七位に叙する（以上七月四日）　吉澤　洋
従四位に叙する　安村　幸次
従五位に叙する　村上　健孝
正五位に叙する　伊藤　泰輔　小川　和雄
玉井　義臣　山岸　昭　田代　勝彌
従五位に叙する（各通）　上田　正弘　越後　金壽　萩原　雅治
嵯峨　忠雄　水澤　清
正六位に叙する（各通）　相原　正郎　池澤　猛　伊藤　義昭
尾瀬滿壽雄　亀井　良子　萱野　伸雄
桑葉　善男　古賀　友浩　高橋　孝夫
武田　恒明　田中比呂志　姫島　隆幸
平野　匠　山田　泰男　山田　良樹
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する

従七位に叙する（各通）（以上七月五日）　益田　修
正五位に叙する　佐伯　圭司　室井　祐
従五位に叙する（各通）　佐藤　晧仁　螺良　勉　永井　水澄
平田芳次郎　舟木　武人　松下　博美
正六位に叙する（各通）　安齋　宏彰　大石　一則　大宮　睦夫
加藤　敏光　喜納　徳次　鈴木　吉人
中村　正光　中矢民三郎　平木　幸夫
松枝　元
従六位に叙する（各通）　平岡　武義　前川　政明
三森　篤　渡**邉**　英治
正七位に叙する（各通）
柴田　典哉　土城　榮藏　永山　豊藏
従七位に叙する（各通）（以上七月六日）　伊藤　潤
正七位に叙する（七月七日）　四方　平和
従四位に叙する　照井　勝雄
従五位に叙する　谷保　和成
従六位に叙する　齊藤　正利
正七位に叙する（以上七月八日）　関場　長久
正六位に叙する　岡田　政義
従六位に叙する（以上七月九日）　高橋　正俊
正七位に叙する（七月十日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（七月三日）
（氷見市議会議員）並木　一夫
旭日双光章を授ける（七月四日）　谷口　貞夫
旭日小綬章を授ける　玉井　義臣
旭日双光章を授ける　山田　泰男
旭日単光章を授ける（以上七月五日）　永井　水澄
旭日双光章を授ける　堀部　勝幸
旭日単光章を授ける（各通）（以上七月六日）　小峯　稔
（熊本大学名誉教授）白木原和美
瑞宝中綬章を授ける　植田　義美　岡本　啓志　鈴井　洋
瑞宝双光章を授ける（各通）　藤川　貴朗　森田　邦彦
大迫慶四郎　田中　亘　徳村富美夫
中西　繁一　林　秀樹　古川　春義
若松　保
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三日）　大塚　義幸　岡本　善隆
後藤　玉男　山田　勇雄
瑞宝双光章を授ける（各通）　森井　由治
瑞宝単光章を授ける（以上七月四日）　安村　幸次
瑞宝小綬章を授ける　伊藤　義昭　萱野　伸雄
瑞宝双光章を授ける（各通）　武田　恒明　水澤　清
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月五日）　池澤　猛　小澤　茂
田中比呂志　山本　淳秀
瑞宝単光章を授ける（各通）　安齋　宏彰　喜納　徳次　平木　幸夫
平田芳次郎　舟木　武人　前川　政明
益田　修　松枝　元
瑞宝双光章を授ける（各通）　柴田　典哉　渋谷　茂　添田　好次
武田　則夫　永山　豊藏　渡**邉**　英治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月六日）　伊藤　潤
瑞宝双光章を授ける　恩田　康雄
瑞宝単光章を授ける（以上七月七日）　四方　平和
瑞宝小綬章を授ける　齊藤　正利
瑞宝単光章を授ける（以上七月八日）　高橋　正俊
瑞宝単光章を授ける（七月十日）　長谷川達海

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の長崎県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月十二日

皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
長崎空港御着
ホテルニュー長崎
平和公園
長崎原爆資料館
お泊所　ホテルニュー長崎

第二日　九月十三日

恵の丘長崎原爆ホーム
ホテルニュー長崎
長崎県美術館
お泊所　ホテルオークラＪＲハウステンボス

第三日　九月十四日

佐世保市体育文化館
佐世保市役所
アルカスＳＡＳＥＢＯ
長崎空港御発　特別機
東京国際空港御着

還幸啓

なお、第一日九月十二日の皇居（乾門）御出門から翌十三日のホテルニュー長崎御発まで、愛子内親王殿下を御同伴になる。

天候不良等の場合

第一日九月十二日特別機が二時間飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
長崎空港御着
平和公園

以下当初の第一日の御日程に同じ。

第一日九月十二日特別機が四時間飛行延期の場合は、同日及び十三日の御日程を次のとおり変更する。

九月十二日

皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
長崎空港御着
お泊所　ホテルニュー長崎

九月十三日

平和公園
ホテルニュー長崎
長崎県美術館
恵の丘長崎原爆ホーム
お泊所　ホテルオークラＪＲハウステンボス

第一日九月十二日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌十三日とし、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
長崎空港御着
ホテルニュー長崎
平和公園
ホテルニュー長崎
長崎県美術館
恵の丘長崎原爆ホーム
お泊所　ホテルオークラＪＲハウステンボス

御祝電

天皇陛下は、シンガポールの国祭日につき、八月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エクアドルの独立記念日につき、八月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年８月12日をもって満了した。

令和７年８月13日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2024年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）
2024年度法務省専門職員（人間科学）採用試験
2024年度食品衛生監視員採用試験
2024年度海上保安官採用試験

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

有権者申出方

元当局所属公証人池田光宏の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年８月13日　　東京法務局

元当局所属公証人谷山哲也の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年８月13日　　横浜地方法務局

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月二十九日
　掲載頁　九十四頁（号外第一七二号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月二十四日
　掲載頁　二一〇頁（号外第一六九号）
令和七年八月十三日
東京都中央区日本橋人形町一丁目三番八号
（甲）兼松ロジスティクスアンドインシュアランス株式会社
代表取締役　重田　和康
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（乙）株式会社兼松トレードサービス
代表取締役　福島　和博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年六月三十日
　掲載頁　一四三頁（号外第一四八号）
令和七年八月十三日
富山県射水市流通センター水戸田三丁目四番地
（甲）アルビス株式会社
代表取締役　池田　和男
富山県射水市中太閤山一丁目一番地一
（乙）株式会社パスコ
代表取締役　池田　和男

合併公告

甲、乙はそれぞれ令和七年八月四日開催の総会において、合併して曽根・北九州東部漁業協同組合を設立することを議決いたしましたので、甲、乙に対する債権について異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。

右記期間内にお申し出がないときは、異議がないものと認めます。

水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第二項の規定により公告いたします。

令和七年八月十三日
福岡県北九州市小倉南区曽根新田北三丁目一三番七号
（甲）曽根漁業協同組合
代表理事組合長　恵良　義一
福岡県北九州市小倉南区大字吉田二七七八番地の二
（乙）北九州東部漁業協同組合
代表理事組合長　各務　芳徳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のＥＣブランド事業部が展開する事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は、会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しています。また乙は、会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年七月十八日
　掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年七月十八日
　掲載頁　四頁
令和七年八月十三日
東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目一一番一号
（甲）株式会社サザビーリーグ
代表取締役　角田　良太
東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目一一番一号
（乙）株式会社ＥＧＢＡ
代表取締役　帰山　元成

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパンクノンタイヤ事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は、令和七年十月一日であり、甲及び乙は、会社法第七九六条第二項、第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年三月十九日
　掲載頁　二〇一頁（号外第五十五号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年四月三日
　掲載頁　七十二頁（号外第七十六号）
令和七年八月十三日
東京都小平市小川東町三丁目一番一号
（甲）ブリヂストンタイヤサービス西日本株式会社
代表取締役　仲村　克則
大阪市西区北堀江三丁目一二番二三号三木産業ビル六階
（乙）ブリヂストンタイヤリサイクルセンター大阪株式会社
代表取締役　岩本　慎

吸収分割公告

当会社（甲）は、吸収分割により加賀デバイス株式会社（乙、住所東京都千代田区神田松永町二〇番地）のシール機器サービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年六月十六日
　掲載頁　九頁
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年五月二十二日
　掲載頁　八十頁（号外第一一二号）
令和七年八月十三日
東京都港区南麻布三丁目二〇番一号Ｄａｉｗａ麻布テラス五階
ＭＥ　Ｇｒｏｕｐ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　リーフ・オリバー・バトリック

吸収分割公告

当会社（甲）は、吸収分割によりＭＥ　Ｇｒｏｕｐ　Ｊａｐａｎ株式会社（乙、住所東京都港区南麻布三丁目二十番一号Ｄａｉｗａ麻布テラス五階）に対して当社シール機器サービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十二日
掲載頁　八十頁（号外第一一二号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　九頁

令和七年八月十三日
東京都千代田区神田松永町二十番地
加賀デバイス株式会社
代表取締役社長　鈴木　克敏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号
（甲）鎌倉キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文
東京都港区新橋四丁目一四番一号新橋ＡＵＮＢＬＤＧ四階
（乙）合同会社ラクシュミー
代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号
（甲）鎌倉キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文
東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階
（乙）合同会社カーリー
代表社員　小口　裕太

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＪＫウィスナ（住所愛知県半田市乙川殿町二二番地）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年七月二十一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　二二四頁（号外第一六七号）

令和七年八月十三日
愛知県半田市乙川殿町二二番地
株式会社半田水園
代表取締役　山田　和広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
埼玉県桶川市朝日二丁目一〇番二号
ＩＦＴ合同会社
代表社員　石原　義仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
千葉県松戸市東松戸二丁目一二番地の三三
合同会社ステイ
代表社員　小嶌　勉

令和七年八月十三日
神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号
（甲）鎌倉キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文
東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階
（乙）合同会社カーリー
代表社員　小口　裕太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｍテックとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
千葉県流山市野々下四丁目八二二番地の七
合同会社Ｍテック
代表社員　杉本　俊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番地幕張テクノガーデンＣＢ棟三階ＭＢＰ
合同会社ＳＷＡＧ　ＧＯＬＦ
代表社員　吉永　竜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
東京都港区芝大門二丁目四番五号芝ダイヤハイツ九〇八
合同会社ＷＯＬＢｅ
代表社員　大竹　一彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
東京都新宿区歌舞伎町二丁目一四番一四―三〇六号
合同会社Ｋ―ｎｅｘ
代表社員　謝　小語

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
名古屋市守山区翠松園三丁目一六〇五番地
合同会社ＤＣ―ｅｓｔａｔｅ
代表社員　楠元　賢一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
京都市中京区虎石町四三番地ロイヤルコート柳馬場七〇三
合同会社太陽
代表社員　王　燕萍

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十三日
福岡市中央区港二丁目三番二六号
合同会社かもめビル
代表社員　博多港管理株式会社
職務執行者　戸田　一茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億八千七百十八万二千五百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十四日
掲載頁　八十六頁（号外第二九九号）

令和七年八月十三日
東京都中央区築地五丁目六番一〇号
株式会社ダルトン
代表取締役　澤田　正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十三日
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根五五番地の三八
有限会社杉本商店
取締役　杉本　博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十八万六千八百八十八円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　伊勢新聞

掲載の日付　令和七年六月二十一日

掲載頁　四頁

令和七年八月十三日

三重県松阪市中央町三〇三番地の一

第三カードサービス株式会社

代表取締役　林　幹人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十三日

香川県高松市亀井町八番地一・四階

株式会社ｅｓｔ

代表取締役　落合　信之

準備金の額の減少公告

当会社は、三和物流サービス株式会社を完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加したため、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一六二頁（号外第一七五号）

令和七年八月十三日

札幌市白石区南郷通十八丁目南五番一―一〇〇二号

株式会社ｉＲＥＳＩ

代表取締役　末光　栄治

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月二十八日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主（種類株主を含む）をもって、令和七年九月十二日開催予定の株主総会及び種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年八月十三日

横浜市鶴見区生麦三丁目一五番一四号

斎藤ドラム罐工業株式会社

代表取締役　内藤　誠

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月二十九日を基準日と定め、同日十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月十三日

福岡県糟屋郡志免町志免二丁目一番七号

株式会社みつき

代表取締役　光安喜四郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年三月三十一日に終了した事業年度に関わる定時株主総会について、令和七年八月二十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年八月十三日

熊本県熊本市南区田迎五丁目七番六号エルソシオビル一階

熊本エナジー株式会社

代表取締役　鍋島　征寛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十三日

群馬県太田市藤阿久町九六八番地

株式会社宝泉プレシジョン

代表取締役　神保　益夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十三日

埼玉県さいたま市岩槻区西町四丁目五番二六号

第三交通株式会社

代表取締役　清水　学

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十三日

東京都墨田区東駒形三丁目二三番一四号

株式会社ゴトウ

代表取締役　後藤　雄一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十三日

東京都港区高輪二丁目一四番一七号

三東食品加工株式会社

代表取締役　渥見　収二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十三日

川崎市川崎区砂子二丁目七番地一一

松慶海苔株式会社

代表取締役　金子　秀樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十三日

静岡県島田市金谷東二丁目一〇四六番地

ナカダ産業株式会社

代表取締役　蓑川　的人

訂正公告

令和七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の解散公告中、株主総会開催日「令和七年三月三十一日」とあるは「令和七年五月二十日」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月十三日

大阪市旭区千林二丁目一五番二三号

シンプルウィッシュ有限会社

清算人　大原　薔美